

- 会社へ2024年度年末一時金等に関する**要求書を提出する**
- **第1回団体交渉日時決まる** 11月5日 11:00から

2024年度年末一時金の要求については、第38回定期大会（2024年10月20日開催）での決定にもとづき、10月28日に会社へ要求書を提出しました。

2024年度年末一時金等に関する要求内容

(1) 基準月数

① 正社員及び地域限定正社員は、**2.80**カ月とする

② Fスタッフ及びTスタッフは、**1.96**カ月とする

(2) 一律支給金

③ Fスタッフ（エルダー）には、特別手当**30,000**円を支給することとする

(3) 回答期限：2024年11月15日（金）までにおこなうこと

(4) 支給期日：2024年12月13日（金）とする

(5) その他協議を要する事項については、別に協議することとする

団体交渉に関する日時

(1) 要求書提出 10月28日（月） 11:30

(2) 第1回団体交渉 11月5日（火） 11:00から

要求書前文（抜粋）

JR-Crossの2024年度は、「構造改革」「日々のオペレーションの改善」「カンパニー横断施策」の取り組みを継続させることに加えて、「新規のお客さま・市場の獲得」と「新たな事業領域への進出」の双方向による成長事業を本格的に推進するとして、各種施策の遂行が求められてきました。

そのようななか、2024年度第1四半期では、営業利益が計画未達であるものの、対前年では3カ月連続で増収増益となっており、経営目標に対する進捗率は25.5%という状況となっています。

この決算数値は、職種を問わず人員・要員が不足している箇所があるなかにおいても、組合員・従業員が自らの責任と役割を果たし、事業計画に掲げられた各種施策に対応するなど、損益計画の達成に向けて弛まめ努力を続けた結果であると捉えています。

年度末に向けては、引き続き損益計画の達成を目指し、骨太施策を軸とした各種施策に取り組んでいくことが必要であることは間違いありません。そのためには、組合員・従業員が日々の業務のなかで働きがいをより感じられることや、これから先も頑張っていくモチベーションとなるものが必要であると考えています。

このような現状を鑑み、2024年度の損益計画で掲げられている、営業利益165億円という、これまでになく高い目標を達成していくということを念頭に、組合員・従業員の奮起をより促す支給月数とすることを基軸に検討をおこないました。

私どもの一時金についての基本的スタンスは、「一時金とはいえ生活給となっていると捉え、安定的な支給を求める」としており、コロナ禍を脱し、会社業績が伸長していくなかでは、業績に応じた還元として、安定的に支給月数を伸ばしていくことが必要だと考えています。

会社業績を捉えれば、コロナ禍後、売上が回復した前年を上回る実績となっていることから、2024年度年末一時金については、基本的スタンスは堅持しつつも、これまでの努力と会社業績に対する正当な分配を求める要求をおこなうこととします。

また、これまでに会社業績が回復、伸長しているなかにおいて、Fスタッフ（エルダー）には、会社業績の還元としての分配がおこなわれないことから、特別手当として一律定額の要求をおこなうこととします。

私たちは、業績を更に伸長させるためには、組合員・従業員が会社の進む方向とその達成にむけた各種施策を十分に理解したうえで、それぞれの役割を実直且つ真摯に果たしていくことが大切であると考えています。そして、組合員・従業員一人ひとりの努力を業績という結果に結びつけるためにも、働く個々人の生活の安定を図ることが重要であり、そのことが働きがいの向上に繋がると考えています。

年度末に向けて、更なる努力が求められているいま、適切な設備投資をおこなうことと合わせて、人への投資をおこなうことが求められています。これまでの努力の成果と、今後更なる高みを目指した取り組みをおこなうための活力となる回答が示されることを切望していることを申し添え、2024年度年末一時金等に関する団体交渉を下記のとおり申し入れます。

第1回団体交渉にご注目ください